

石巻広域都市計画道路の変更 〔石巻市復興整備計画(宮城県決定)〕

1 都市計画道路中 3・3・5 号河南川尻線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車線の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線	3・3・5	河南川尻線	石巻市須 江字山崎 前	石巻市鹿 妻南四丁 且	石巻市中 里二丁目	約 11,890m	地表式	4 車線	25m	JR 石巻線と立 体交差 2 箇所 自専道と立体 交差 1 箇所 幹線街路運河 内海橋線と立 体交差 幹線街路と平 面交差 17 箇所	・ 区域の一部変更 ・ 幅員の一部変更 変更前 W=20m 変更後 W=17.5m ・ 延長の変更 変更前 L=11,810m ・ 車線数の決定
	車線数の内訳		2 車線			約 4,970m					
			4 車線			約 6,920m					
	街 路	3・5・19	運河内海橋線	石巻市大 街道北四 丁目	石巻市八 幡町一丁 目	石巻市穀 町	約 3,370m	地表式	2 車線	15m	石巻臨港貨物 線と立体交差 1 箇所 幹線街路河南 川尻線と立体 交差 幹線街路と平 面交差 6 箇所
3・5・24		不動沢稲井線	石巻市不 動町二丁 目	石巻市井 内字二番 内	石巻市井 内字井内	約 1,860m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平 面交差 1 箇所	・ 区域の一部変更 ・ 車線数の決定
なお、石巻市井内字二番地内に駅前広場を設ける。											約 680 m ²

「区域および構造は計画図表示のとおり」

2 都市計画道路中 3・5・21 号立町東線を廃止する。

理由： 東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波等により甚大な被害を受けた石巻市中心市街地において「石巻市震災復興基本計画」に基づく「災害に強い道路交通ネットワークの構築」を目途とし、併せて「土地利用方針」との整合を図るため、河南川尻線ほか 2 路線を変更し、立町東線を廃止する。

都市計画に係る土地一覧表

【追加する区域】

1 3・3・5号河南川尻線

市町村名	大字	字	一部及び全部
石巻市	八幡町二丁目		一部
	八幡町一丁目		一部
	湊町一丁目		一部
	吉野町三丁目		一部
	湊	大門崎山	一部

2 3・5・19号運河内海橋線

市町村名	大字	字	一部及び全部
石巻市	立町一丁目		一部
	中央二丁目		一部
	中央三丁目		一部
	八幡町一丁目		一部

3 3・5・24号不動沢稲井線

市町村名	大字	字	一部及び全部
石巻市	湊	藤巻	一部
		葛和田山	一部
	井内	井内山	一部
		井内	一部
	大瓜	井内	一部

【廃止する区域】

1 3・3・5号河南川尻線

市町村名	大字	字	一部及び全部	
石巻市	八幡町二丁目		一部	
	八幡町一丁目		一部	
	湊町一丁目		一部	
	湊町二丁目		一部	
	湊町三丁目		一部	
	湊町四丁目		一部	
	吉野町一丁目		一部	
	吉野町二丁目		一部	
	吉野町三丁目		一部	
	大門町三丁目		一部	
	湊	大門崎山		一部
		隠里山		一部
		大門崎		一部
		根上り松		一部
滝尻			一部	
伊原津一丁目		一部		

2 3・5・19号運河内海橋線

市町村名	大字	字	一部及び全部
石巻市	立町一丁目		一部
	中央二丁目		一部
	中瀬		一部
	八幡町一丁目		一部

3 3・5・24号不動沢稲井線

市町村名	大字	字	一部及び全部
石巻市	湊	藤巻	一部
		葛和田山	一部
	井内	井内山	一部
		井内	一部
	大瓜	井内	一部

4 3・5・21号立町東線

市町村名	大字	字	一部及び全部
石巻市	立町一丁目		一部
	中央二丁目		一部
	中央三丁目		一部

都市計画の理由書（宮城県決定）

1 種類・名称

石巻広域都市計画道路 3・3・5 号河南川尻線

石巻広域都市計画道路 3・5・19 号運河内海橋線

石巻広域都市計画道路 3・5・24 号不動沢稲井線

2 理由

3・3・5 号河南川尻線は、「石巻市震災復興基本計画」および土地区画整理との整合を図るとともに、交通量の減少による幅員を変更するため、都市計画の変更を行うものである。

3・5・19 号運河内海橋線は、「石巻市震災復興基本計画」に基づく既設の内海橋を上流に架け替えを行う計画との整合を図るとともに交通量の見直しに基づき幅員等を変更するため、都市計画の変更を行うものである。

3・5・24 号不動沢稲井線は、「石巻市震災復興基本計画」との整合および井内字井内他における旧北上川の河川堤防整備との整合を図り路線計画の変更を行うため、都市計画変更を行うものである。

都市計画の理由書（宮城県決定）

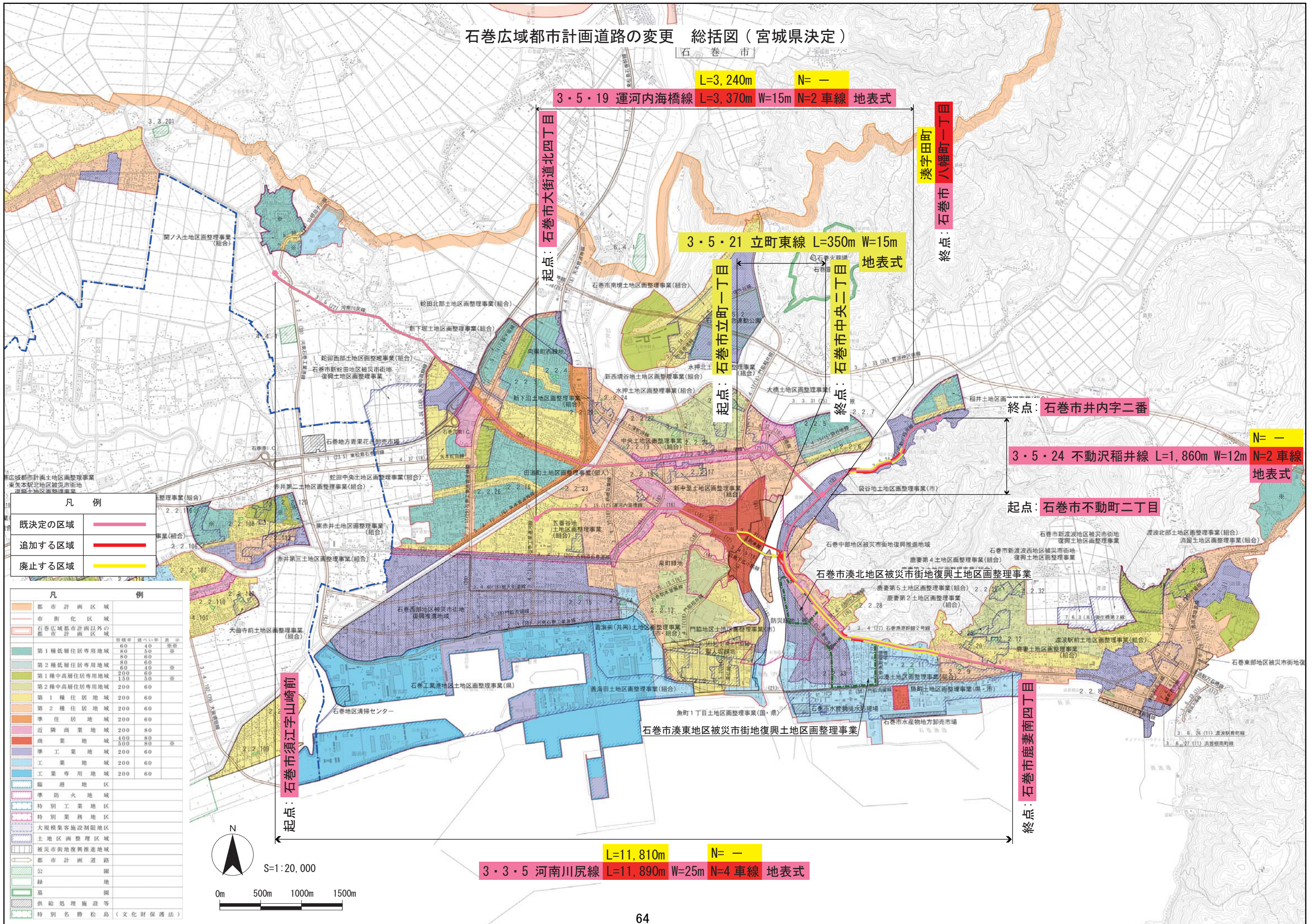
1 種類・名称

石巻広域都市計画道路 3・5・21 号立町東線

2 理由

3・5・21 号立町東線は内海橋の架替計画により運河内海橋線と区域が重複するため、都市計画道路の廃止を行うものである。

石巻広域都市計画道路の変更 総括図（宮城県決定）



3・5・19 運河内海橋線 L=3,240m N=—
 L=3,370m W=15m N=2 車線 地表式

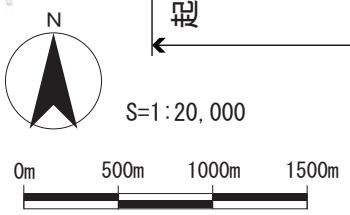
3・5・21 立町東線 L=350m W=15m 地表式

3・5・24 不動沢稲井線 L=1,860m W=12m N=—
 N=2 車線 地表式

3・3・5 河南川尻線 L=11,810m N=—
 L=11,890m W=25m N=4 車線 地表式


凡例	
既決定の区域	——
追加する区域	——
廃止する区域	——

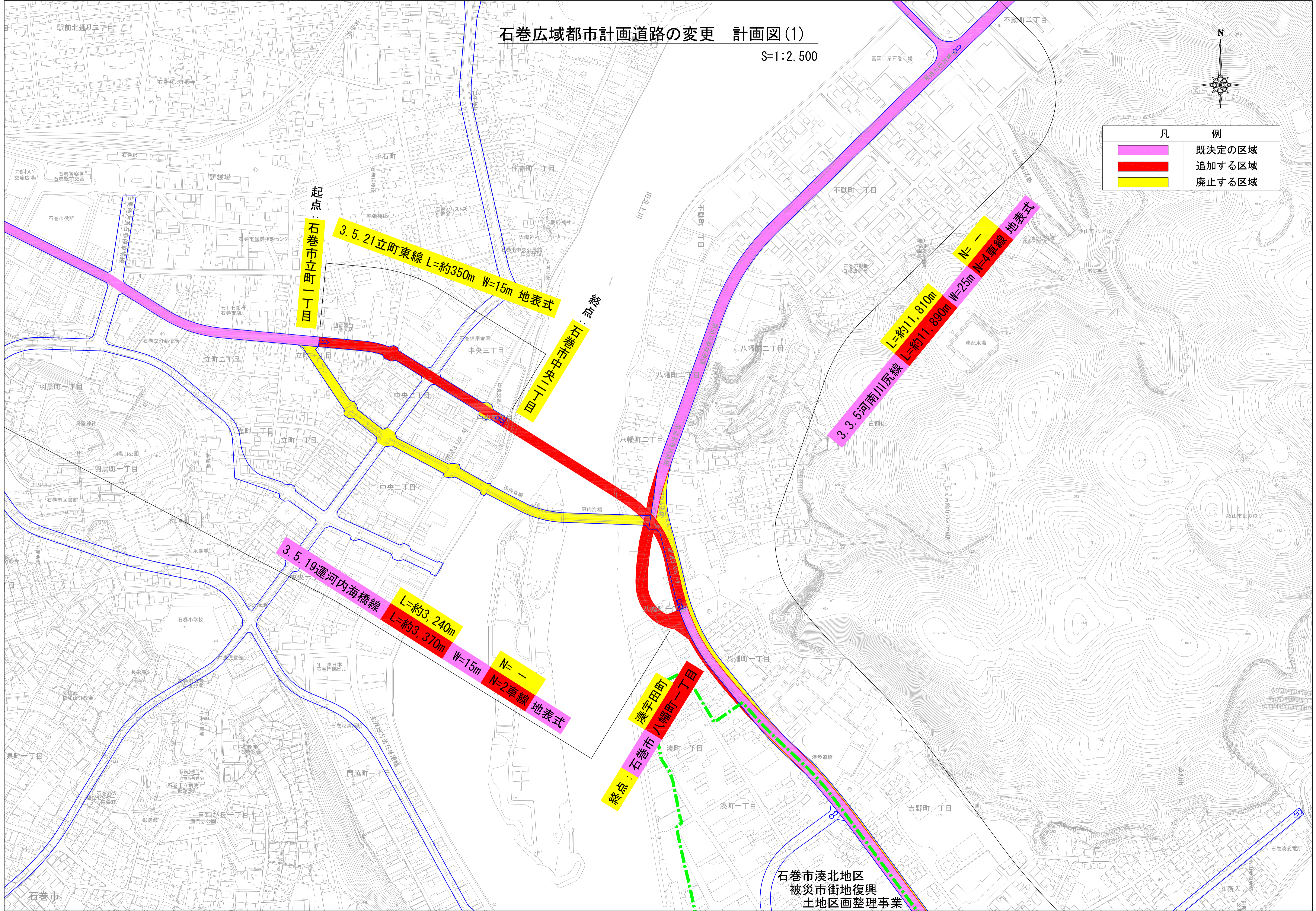
凡	例
都市計画区域	
市街化区域	
石巻広域都市計画以外の都市計画区域	
第1種低層住居専用地域	容積率 60 建ぺい率 40 用途 住
第2種低層住居専用地域	80 50 住
第1種中高層住居専用地域	80 60 住
第2種中高層住居専用地域	200 60 住
第1種住居地域	200 60 住
第2種住居地域	200 60 住
準住居地域	200 60 住
近隣商業地域	200 80 商
商業地域	400 80 商
準工業地域	500 80 商
工業地域	200 60 工
工業専用地域	200 60 工
臨港地区	
準防火地域	
特別工業地区	
特別業務地区	
大規模集客施設制限地区	
土地区画整理区域	
被災市街地復興推進地域	
都市計画道路	
公園	
緑地	
墓園	
供給処理施設等	
特別名勝松島（文化財保護法）	



石巻広域都市計画道路の変更 計画図(1)

S=1:2,500

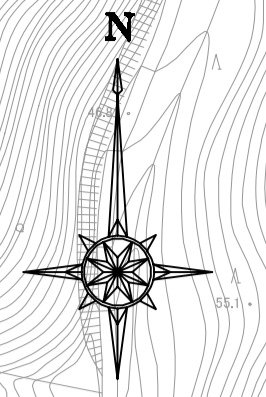
凡	例
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域






石巻市湊北地区
被災市街地復興
土地区画整理事業

石巻広域都市計画道路の変更 計画図(2)

S=1:2,500



凡 例	
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域




石巻市湊北地区
被災市街地復興
土地区画整理事業

石巻市湊東地区
被災市街地復興土地区画整理事業

3.3.5河南川尻線
L=約11,810m
L=約11,890m
W=25m
N= —
N=4車線 地表式

石巻広域都市計画道路の変更 計画図(3)

S=1:2,500

凡 例	
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域

